

27 日 獣 発 第 184 号

平成 27 年 9 月 29 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公益 社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

会 長 藏 内 勇 夫

(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

### 新 た な 育 種 技 術 を 用 い て 作 出 さ れ た 生 物 へ の カ ル タ ヘ ナ 法 の 適 用 に 係 る 相 談 の 受 付 等 に つ い て

こ の こ と に つ い て 、 平 成 27 年 9 月 11 日 付 け 27 消 安 第 3177 号 を も  
つ て 、 農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 農 産 安 全 管 理 課 長 か ら 別 添 の と お り 通 知  
が あ り ま し た 。

こ の た び の 通 知 は 、 新 た な 育 種 技 術 を 用 い る 場 合 、 一 過 的 で あ れ 遺 伝  
子 組 み 換 え 生 物 を 使 用 す る 際 は 、 カ ル タ ヘ ナ 法 に 基 づ き 、 主 務 大 臣 の 承  
認 ま た は 確 認 を 受 け る 必 要 が あ る が 、 同 省 で は 作 出 さ れ た 生 物 が カ ル タ  
ヘ ナ 法 に 該 当 す る 遺 伝 子 組 み 換 え 生 物 等 に 該 当 す る か 否 か に 関 し 、 個 別  
に 相 談 に 応 じ る の で 、 そ の 旨 了 知 の 上 、 本 会 関 係 者 に 対 す る 周 知 が 依 頼  
さ れ た も の で す 。

つ き ま し て は 、 以 上 に つ い て 、 貴 会 関 係 者 に 周 知 方 よ ろ し く お 願 い い  
た し ま す 。

本 件 内 容 の 問 合 せ 先

公 益 社 団 法 人

日 本 獣 医 師 会 ： 事 業 担 当 駒 田

TEL 03-3475-1601

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

新たな育種技術を用いて作出された生物へのカルタヘナ法の適用に係る相談の  
受付等について

遺伝子組換え生物等の使用等に当たっては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。）に基づき、あらかじめ主務大臣の承認又は確認を受ける必要があります。

昨今、新たな育種技術とも呼称される様々な新しい技術の開発が進んでおり、こうした技術を用いて作出された生物の安全性や管理についての様々な議論がなされています。新たな育種技術の中には、最終的な生物を作出する過程において遺伝子組換え微生物等を用いたり、組み込んだ遺伝子を取り除く前段階において遺伝子組換え生物の栽培・飼養等を行ったりする場合があります。また、新たな育種技術は、育種の全工程を経た後の最終的な生物（市場化される種子、苗、農林畜水産物等）に細胞外で加工された核酸が残存していないことを意図した技術ですが、本当に細胞外で加工された核酸が残存していないかどうかは、公平・中立な第三者による確認を得ることが重要です。

新たな育種技術を用いる場合、一過的であれ遺伝子組換え生物を使用するときは、カルタヘナ法に基づき、主務大臣（作出の過程にあるものでも、商業化・実用化段階に向けた使用等であれば、農林水産分野での利用にあっては農林水産大臣又は環境大臣となります。）の承認又は確認を受ける必要があります。また、農林水産省では、新たな育種技術を用いて作出される生物について、当該生物がカルタヘナ法に規定する遺伝子組換え生物等に該当するか否かに関し、個別に相談に応じることとしていますので、併せて御了知の上、貴会傘下事業者に対し、周知方よろしく申し上げます。

（参考）

承認・確認の申請や手続き等に関する情報（農林水産省ホームページ）

（URL：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/tetuduki/index.html#3-2>）

「植物における新育種技術（NPBT:New Plant Breeding Techniques）の現状と課題」（平成26年8月26日、日本学術会議）

（URL：<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h140826.pdf>）

「ゲノム編集技術等の新たな育種技術（NPBT）を用いた農作物の開発・実用化に向けて」（平成27年9月、新たな育種技術研究会）

（URL：<http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/150911.htm>）

